

北見地域企業立地促進協議会規程

(名 称)

第1条 この会は、北見地域企業立地促進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本協議会は、地域経済に高い波及効果をもたらす企業立地を積極的に促進し、もって当地域の産業構造の高度化と経済の活性化を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 企業立地に関する調査、研究及び情報の収集
- (2) 企業、団体等に対する立地啓発及び勧誘
- (3) 進出企業及び地元企業との情報交換
- (4) その他企業立地に必要な事項

(構 成)

第4条 本協議会の構成は次のとおりとする。

- (1) 北見市
- (2) 北見商工会議所
- (3) 地元金融機関
- (4) 学識経験者
- (5) その他協議会が必要と認める団体・企業等

(組 織)

第5条 本協議会は、前条に定める団体等から選出された委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 必要に応じオブザーバーを招致することができる。

(役 員)

第6条 本協議会に次の役員を置く。

- | | |
|------|----|
| 会 長 | 1名 |
| 副会長 | 1名 |
| 監 事 | 2名 |
| 事務局長 | 1名 |

(役員の仕事)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、会計を監査する。
- 4 事務局長は、事務局を統括する。

(役員を選任及び任期)

第8条 会長、副会長及び監事は、委員の互選により選出する。

- 2 事務局長は北見市商工観光部長をもってあてる。
- 3 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第9条 本協議会の会議は、必要に応じて会長が召集し、主宰する。

(企業立地推進員及び企業立地アドバイザー)

第10条 会長は、協議会の立地活動を積極的に推進するため、首都圏等において企業立地推進員（以下「推進員」という。）及び経済情報・人的ネットワークを有する企業立地アドバイザー（以下「アドバイザー」という）を指名することができる。

- 2 推進員は、会長と連絡調整をとりながら、企業進出についての情報収集及び立地に努めるものとする。
- 3 アドバイザーは、会長の求めに応じ、専門的見地から企業立地に関するアドバイスをを行い、企業立地の実現に向けて協力をするものとする。

(事務局)

第11条 本協議会の事務を処理するために、北見市商工観光部に事務局を置く。

(会計)

第12条 本協議会の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

- 2 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 3 必要に応じ特別会計を設置することができる。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、本協議会に関して必要なことは、会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和45年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成10年2月23日より施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成17年2月21日より施行する。

附 則

この規程は、平成19年6月13日より施行する。

附 則

この規程は、平成19年7月24日より施行する。

附 則

この規程は、平成21年6月1日より施行する。